

## 1. 家庭ごみ収集制度見直しスタート

### (1) 概要

平成 10 年 7 月の家庭ごみ有料指定袋制の導入以降、ごみ量が約 6% (約 2 万トン) 減少し、一定の効果は持続していましたが、家庭ごみの量は、横ばいの状態が続いていること、家庭ごみの中に、新聞・雑誌、かん・びんなどのリサイクルできる資源が分別されず多く含まれていること、北九州の市民 1 人 1 日あたりのごみ量 (705 グラム/平成 15 年度) が、全国平均 (618 グラム/平成 14 年度) に比べて多いことなどが課題となっていました。

このような中、国が定めた「循環型社会形成推進基本計画」で家庭ごみの 20% 減量が掲げられ、本市においても平成 15 年 7 月の「北九州市ごみ処理のあり方検討委員会」から、家庭ごみ減量・リサイクルのため、家庭ごみ処理手数料の見直しとプラスチック製容器包装の分別についてより一層の取組が必要との提言を受けました。

さらに、平成 17 年 2 月の「中央環境審議会の意見具申」において、一般廃棄物処理の有料化推進と減量効果が得られるような料金設定の必要性が出され、それを受け同年 5 月に改正された「廃棄物処理法に定める基本的な方針」にも一般廃棄物処理の有料化推進が明記されたことなどから、一層の家庭ごみの資源化・減量化を進め、未来の世代によりよい環境を残すため、平成 18 年 7 月より、「家庭ごみ収集制度の見直し」を実施しました。

### (2) 見直しの視点

- 資源の枯渇や地球環境問題を視野に入れた、ごみの資源化・減量化の一層の促進
- ごみを多く出す人と減量に取り組んでいる人との負担の公平性の確保
- ごみの排出者としての一定の責任の分担
- ごみ処理やリサイクルに毎年多額のコストがかかっていること

### (3) 目標

「分別・リサイクルの仕組みの充実」と「手数料の見直しによる減量意識の向上」という 2 つの施策をセットに取り組み、以下の目標を平成 19 年度に達成し、平成 22 年度まで維持します。

家庭ごみ処理量	20%削減(平成 15 年度対比)
市全体のリサイクル率	25%以上(平成 15 年度 15%)

(4) 実施開始時期 平成 18 年 7 月

### (5) 具体的な方策

#### ア. リサイクル・分別の仕組みの充実

- (ア)かん・びん・ペットボトルの収集方法の変更
  - 毎週水曜日の収集
  - 「かん・びん」「ペットボトル」に分別
- (イ)プラスチック製容器包装の分別収集を開始
  - 週 1 回のステーション回収
- (ウ)小物金属の分別収集を開始
  - 拠点回収 (区役所、一部の市民センター及びホームセンターなど)
- (エ)古紙の集団資源回収の促進
  - 集団資源回収団体への奨励金の増額 ※平成 16 年 7 月から先行実施 (20 ページ参照)
  - 回収ルートへの拡充強化 (市民センターへの保管庫設置、新聞販売店へ新聞・チラシの回収要請 など)

#### イ. 手数料の見直しに伴うごみ減量への取組

- (ア)家庭ごみの処理手数料の見直し
  - 見直し後の処理手数料

袋の種類	料金(1袋)
大袋(45リットル)	50円
中袋(30リットル)	33円
小袋(20リットル)	22円
特小袋(10リットル)	11円

※特小袋は、平成 19 年 2 月から

- (参考) 見直し前の処理手数料

袋の種類	料金(1袋)
大袋(45リットル)	15円
小袋(30リットル)	12円
特小袋(20リットル)	8円

#### (イ)資源化物について有料指定袋制を導入

袋の種類	料金(1袋)
かん・びん用 (25リットル)	12円
ペットボトル用 (25リットル)	12円
プラスチック製容器包装用 (大袋: 45リットル)	20円
プラスチック製容器包装用 (小袋: 25リットル)	12円

※プラスチック製容器包装用大袋は、平成 19 年 2 月から

### (6) 市民への情報公開、協働、支援など

#### ア. 市民への事前説明

(ア)市民説明会  
環境局職員による説明会を、土曜・日曜、夜間を問わず市民が希望する日時に実施。

1,376 回 (約 46,300 人参加)

(イ)「ごみ出しマナーアップ運動」参加職員による市民分別協力員への説明

1,500 回以上

(ウ)町内会等への市民啓発用ビデオの配布

4,500 本配布

(エ)その他の市民 PR

- 専用ホームページの開設
- 市広報、市環境情報誌への特集記事掲載
- ポスター、チラシの掲示
- テレビ、ラジオ、新聞、収集車、JR、バス、モノレール等、多様な媒体を用いた広報

#### イ. 「お試し袋・分別大事典セット」の無料配布

市民の皆さんに新しいごみの出し方に早く慣れて頂くため、新しい指定袋とごみの出し方を分かりやすく紹介した冊子などをセットで、市内の全ての世帯に配布しました。

#### ウ. ごみ出しマナーアップ運動の実施

政令指定都市では他に例がない 1 万 3 千人を超える市民と市職員の協働によるごみの出し方の早朝指導を行いました。

その際の市民、市職員の間会話(ごみ端会議)を通じ、地域コミュニティの醸成に寄与しただけでなく、新指定袋によるごみ出しについても、初日から高い協力率(98%)となりました。

- 参加人数 約 13,200 人 ※のべ約 10 万人 (内訳) 市民分別協力員: 約 11,700 人、市職員: 約 1,550 人
- 期間 7 月 3 日 (月) ~ 14 日 (金) 6:30 ~ 8:30 (2 時間)



### エ. 「防鳥ネット」及び「簡易集積容器」の無料配布

ごみステーションにおけるカラス、犬、猫等によるごみの散乱防止対策及び「プラスチック製容器包装」等の飛散防止対策として、申し出に応じて、地域での管理を条件に 1 ステーションにつき 1 回限り、ネット等の配布を行いました。

### オ. 紙おむつ使用者に対する指定袋の無料配布 (特例措置)

市民の皆さんなどから、「要介護高齢者など、日常的に紙おむつを使用する市民にとっては、紙おむつは減らしたくても減らせない」との声を受け、負担の公平性の原則と排出者としての一定の責任の分担を前提とした上で、おむつ給付サービスを受けている要介護者\*1 と身体障害者\*1、及び新生児\*2 に家庭ごみ指定袋を無料で配布する特例制度を設けました。

※1 家庭ごみ指定袋 (中) 50 枚/年

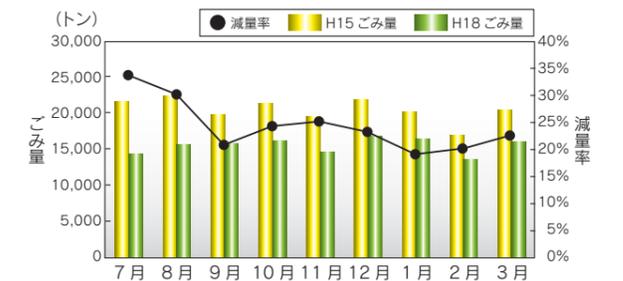
※2 家庭ごみ指定袋 (中) 30 枚 (1 回限り)

### (7) 実施後の状況 ※平成 19 年 3 月 31 日現在

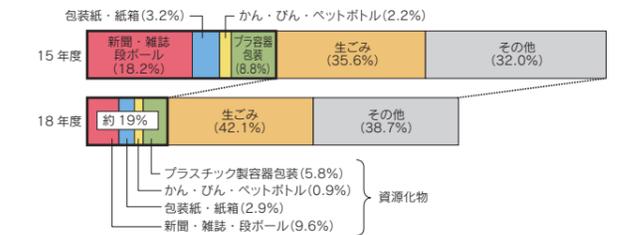
#### ◆家庭ゴミ量の推移

(単位: トン)

	平成 15 年度 (H15.7~H16.3)	平成 18 年度 (H18.7~H19.3)	同時期比	備考
家庭ごみ	184,674	139,452	▲24.5%	H18.7 手数料改定
かん・びん	9,234	7,356	▲1.2%	H18.7 有料指定袋制導入
ペットボトル	—	1,764	—	—
紙パック・トレイ	200	343	+71.5%	—
蛍光管	44.7	67.3	+50.6%	—
古紙	13,582	23,042	+69.7%	(集団資源回収)
プラスチック製容器包装	—	7,318	—	H18.7 分別開始
小物金属	—	119	—	—



#### ◆家庭ごみとして出されているごみの内訳



(※重量ベース、平成 15 年度、18 年度組成調査より)

(8) 今後の対応

ア.「北九州市家庭ごみの減量・リサイクル フォローアップ委員会」の設置

新しい家庭ごみ収集制度における、ごみの減量効果、リサイクルの進捗状況、ごみ処理・リサイクルに関するコストなどについて、学識経験者、事業者、環境 NPO などに加え、市民も含めた多様な主体の参画の下で、成果や課題を継続的に検証し、今後の具体的施策につなげていくためのフォローアップ委員会を設置しました。

- (ア)設置期間  
平成 18 年 7 月から当面 3 年
- (イ)委員の構成  
総数 22 名  
  - ・学識経験者 4 名
  - ・市民団体 3 名
  - ・事業者団体 4 名
  - ・環境 NPO・環境活動市民等 5 名
  - ・市民委員 6 名（一般公募）
- (ウ)委員会は公開、議事録等を市ホームページに掲載
- (エ)委員会の開催状況  
第 1 回 平成 18 年 9 月 1 日  
第 2 回 平成 18 年 11 月 27 日  
第 3 回 平成 19 年 3 月 23 日

イ. 市民への啓発

ごみ出しマナーが良くない地域へ重点的にチラシ配布など個別対応を行うほか、プラスチック製容器包装の違反ごみなどの具体的内容を調査したうえで、引き続き市民へ正しい分別方法等を PR していきます。

ウ. 古紙回収への重点的な取組

家庭ごみの中には、いまだに分別されずに捨てられる古紙が少なくありません。集団資源回収の未実施地域を無くす取組を町内会やまちづくり協議会等の市民の皆さんに働きかけるほか、新聞販売店回収など多様な回収ルートを整備により、一層の古紙回収への取組を強化します。

今後も、資源循環型社会の形成に向け、一層のごみ減量と資源化を推進し、清潔で快適な生活環境の維持・向上と、よりよい環境を未来の世代に引き継げるよう努めています。

2. 全市共通ノーレジ袋ポイント事業  
「カンパスシール」始まる

(1) カンパスシール導入の経緯

平成 18 年 7 月に実施した家庭ごみ収集制度見直しでは、市民の協力のもと、一層のごみの減量化・資源化が図られました。

更なるごみの発生抑制（リデュース）を推進するため、消費行動の段階から、ごみを減量化することを目的に、レジ袋の削減に取り組むこととしました。

現在、市内で使用されているレジ袋は、年間約 3 億枚、重量で約 3000 トンと推計されます。レジ袋削減に対する取組は、直接ごみの減量化に結びつくだけでなく、レジ袋の製造に使用される資源（原油）の節約や、CO<sub>2</sub>削減による地球温暖化対策につながり、また、環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）を育成するという効果もあります。

今回、レジ袋削減の取組を開始するにあたっては、市民、事業者、行政からなる「北九州市グリーンコンシューマー推進委員会」において全市的な取組として広がることを主眼に様々な検討を行いました。その結果、全ての参加店でポイントがたまり、使いやすい「全市共通ポイントシール方式」を平成 18 年 12 月から開始しました。

(2) 参加店舗の状況

◆参加状況(平成 19 年 3 月現在)

業 種	参加店舗数	構成比
スーパーマーケット	110 店舗	48.5%
商 店 街	82 店舗	36.2%
百 貨 店	8 店舗	3.5%
個 人 商 店	16 店舗	7.0%
家 電 量 販 店	9 店舗	4.0%
病 院 内 売 店	1 店舗	0.4%
ホ ー ム セ ン タ ー	1 店舗	0.4%
合 計	227 店舗	100.0%

(3) 事業の概要

- ・名 称 北九州市民環境パスポートシール  
(略称 カンパスシール)
- ・事業期間  
平成 18 年 12 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日  
(状況を見て事業継続を検討)

(4) 事業のしくみ

〈シールの流れ〉

- 参加店は、消費者が概ね 200 円以上のお買い物をし、その際レジ袋の提供を辞退した場合にシールを 1 枚配布します。参加店は事前にシールを購入しておきます。
- 消費者は、所定の台紙にシールを 20 ポイント分貼り、参加店でお買い物時に 50 円の割引券として利用できます。
- 環境パスポートセンターは、参加店が実施した割引分(50 円)を参加店へ支払います。



〈シール〉

使用しているレジ袋の大きさに応じて 1 ポイントシール (2.5 円) と 0.5 ポイントシール (1.25 円) があります。

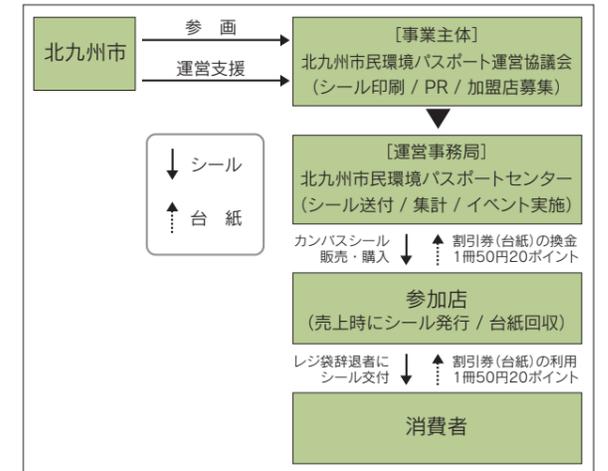


〈PR ツール〉

PR ツールを店内のわかりやすい場所に掲示することで、レジ袋辞退を呼びかけます。



〈運営体制〉



(5) 事業の特徴・役割分担

事業者はポイントシールを購入することで原資を負担しています。行政は、運営・PR の部分を担っています。

(6) お断り率

事業終了までに 20%達成を目標としています。平成 19 年 3 月のお断り率は 13.1%でした。  
※お断り率 (%) = カンパスシール発行枚数 ÷ レジ通過客数 × 100

(7) 今後の取組

ドラッグストアやコンビニエンスストアなど、現在参加していない業種へ働きかけ、参加店舗数をより拡大することで、認知度及び利便性を高めます。また、事業開始間もないこともあり、事業者間でレジ袋のお断り率に開きが見られることから、お断り率の高い事業者のノウハウなどを共有するための情報交換の場を設けて、お断り率の向上に努めます。

3. 北九州市地球温暖化対策地域推進計画の策定

(1) 背景

地球温暖化問題は、石油や石炭などの化石燃料を消費し、大気中に二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出してきたことが原因とされています。

平成9年12月に京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で、先進各国に対し法的拘束力がある「京都議定書」を採択しました。日本では二酸化炭素をはじめとする6種類の温室効果ガスの排出量を1990年(平成2年)に比べ、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の5年間の平均で6%削減するという目標が課せられました。

この問題の解決には、高効率機器や再生可能エネルギーの技術開発に加え、省エネ・省資源型のライフスタイルへの変革や、社会制度の整備など、市民・NPO、事業者、行政といった様々な主体が協働して取り組んでいく必要があります。

これまで本市は、公共施設における太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や企業間でエネルギーを相互利用する北九州エコ・コンビナート構想、八幡東田地区での環境共生型まちづくりなど地球温暖化対策に取り組んできたことから、平成17年4月、国の「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」に選定されました。

平成18年10月、地球温暖化対策を一層推進するため、環境首都ブランド・デザインに掲げられた持続可能なまちづくりを実現するための行動計画として、北九州市地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。

(2) 温室効果ガス排出量の現状

平成14年度の市域における温室効果ガス総排出量は14,762千トン-CO<sub>2</sub>\*と推計され、平成2年度(1990年度)に比べ3.2%減少しています。

温室効果ガス総排出量の99%を占める二酸化炭素排出量は、産業部門やセメント製造等からの排出量が減少したことにより、総量としては1990年度比で約3.1%減少しています。一方、業務や家庭部門、運輸部門が大きく増加しており、この3部門について、削減目標を定めました。

(3) 計画の概要

温室効果ガス削減に向けた具体的な取組として、市民、産業、都市構造まで幅広い分野における約70の施策をとりまとめるとともに、削減目標を掲げ、市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策を推進します。

(詳細は第2部第2章第1節32～34ページ)

計画期間	平成18年度から平成22年度までの5年間
対象活動	市域における人為的な温室効果ガス排出と吸収に係るすべての活動
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄
目標	1世帯当たり、業務用建物の床面積当たり、自動車1台当たりの二酸化炭素排出量を、2010年度までに2002年度から10%削減

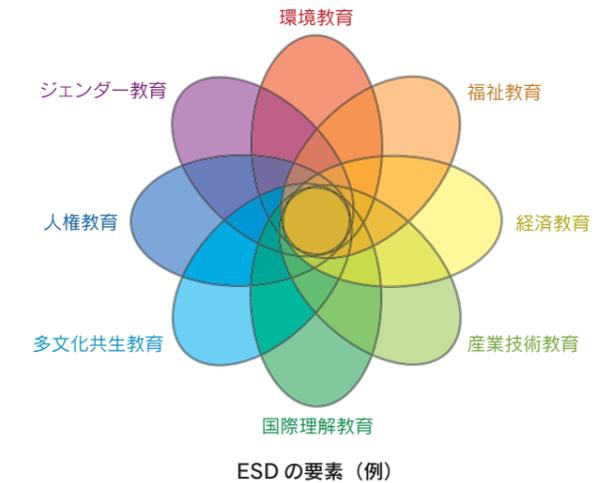
施策体系(部門別)	
家庭(暮らし)	身近な省エネ・省資源の取組の促進 市民団体・NPOによる取組の促進 環境教育の推進
産業	エネルギーの効率的な利用の促進 環境配慮型の事業活動の推進
運輸	公共交通機関の利用促進 環境に配慮した自動車利用の促進 交通流の円滑化 物流の効率化
都市構造	環境負荷の少ない都市づくりの推進 建築物等の分野別対策
廃棄物	廃棄物の減量・リサイクル
市役所の率先実行	省エネ・省資源の推進 公共施設の環境配慮 廃棄物対策の推進
環境国際協力	環境国際協力の推進
人材育成技術開発	人材育成・技術開発等の推進
再生可能エネルギー	太陽光発電 風力発電 水力発電 バイオマス
森林吸収源対策	森林の整備・保全 都市緑化の推進

\*一CO<sub>2</sub>；温室効果ガス排出量を二酸化炭素排出量に換算したことを示す。

4. 「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進と国連大学・地域拠点(RCE)の認定

(1) 持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)

持続可能な社会を実現するための教育で、環境教育、人権教育など、幅広い教育を総合的に進めるものです。また、教育は、学校のみならず、家庭、社会、職場などで、また、こどもからおとなまでを対象にしています。一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また、環境との関係の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育です。



(2) 本市が目指すESD

本市は、「世界の環境首都」を目指しており、それは「持続可能な社会」を構築することです。北九州市のESDはまさに、環境首都づくりのための教育であり、その推進のために、2006年9月に市民・NPO、学校、企業、行政等から構成された44団体によって「北九州ESD協議会」が設立されました。

多様な教育を結び付けていくとともに、その中に「持続可能な開発」の考え方を取り入れていきます。

現在、環境省のモデル事業としてのアクションプラン策定を進めるとともに、市民環境活動を促進するエコライフステージの開催、環境ミュージアム等における環境教育の取組を進めています。

(3) 国連大学・地域拠点(RCE)の認定

2006年12月に本市は、国連大学が全世界で進めているESD推進のための「地域拠点(Regional Centre for Expertise: RCE)」に、世界22地域とともに認定されました。この認定により、本市のESDを促進するとともに、国際的な社会との情報の共有や連携が促進されることとなります。

5. 日本の環境首都コンテスト2006で総合1位を獲得

全国の環境NGO(11団体)で構成される「環境首都コンテスト全国ネットワーク」が主催する第6回「日本の環境首都コンテスト」(全国74自治体が参加)で、本市は、総合第1位となりました。

同コンテストは、「地球温暖化防止・エネルギー政策」、「ゴミの減量化」など15分野と先進事例について、自治体の取組を点数化して評価するもので、本市は、1020点中767点を獲得しました。なお、第2位の自治体の得点は695点でした。

本市は、総合第1位に加え、上記2分野や「住民とともにチェックする仕組み・情報公開」、「環境・まちづくり学習」、「自治体との交流」、「職員の資質・政策能力の向上と環境行政の総合化・予算」、「まちづくりと一体化した交通政策」の合計7分野で第1位となりました。また、3つの先進事例表彰を受けました。

これらの高い評価は、市民・NPO、企業、行政など地域の様々な人々が協働した「世界の環境首都」づくりの取組やその成果が評価されたものです。

今後も、世界の人々から「世界の環境首都」として認められるよう、より一層の取組を進めていきます。



「日本の環境首都コンテスト」表彰式(平成19年3月)